

神戸市敬老優待乗車制度・福祉乗車制度の

あり方検討に関する有識者会議 委員

(敬称略・五十音順)

◎赤井伸郎 大阪大学大学院国際公共政策研究科教授

植戸貴子 神戸女子大学健康福祉学部教授

植村武雄 小泉製麻株式会社代表取締役会長

○上村敏之 関西学院大学学長補佐・経済学部教授

大和三重 関西学院大学人間福祉学部長

神原文子 神戸学院大学現代社会学部長

正司健一 神戸大学学長顧問兼経営学研究科教授

中村順子 認定 NPO 法人コミュニティ・サポートセンター神戸理事長

(◎座長 ○座長職務代理者)

## 神戸市敬老優待乗車制度・福祉乗車制度のあり方検討に関する有識者会議開催要綱

令和元年6月13日

保健福祉局長決定

(趣旨)

第1条 神戸市敬老優待乗車制度及び福祉乗車制度の今後のあり方を検討するにあたり、専門的な見地から幅広く意見を求めることを目的として、神戸市敬老優待乗車制度・福祉乗車制度のあり方検討に関する有識者会議（以下「会議」という。）を開催する。

(委員)

第2条 会議に参加する委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 専門的知識を有する者

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者

2 前項の規定により委嘱する委員の人数は、8名以内とする。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、特定の事項について専門的知識を有する者を臨時委員として委嘱することができる。

(任期)

第3条 委員の任期は、令和2年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長の指名等)

第4条 保健福祉局長は、委員の中から座長を指名する。

2 座長は、会の進行をつかさどる。

3 保健福祉局長は、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、前項の職務を代行する者を指名する。

(会議の公開)

第5条 会議は、これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、保健福祉局長が公開しないと決めたときは、この限りでない。

(1) 神戸市情報公開条例（平成13年神戸市条例第29号）第10条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合

(2) 会議を公開することにより公正かつ円滑な会議の進行が著しく損なわれると認められる場合

2 会議の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱（平成25年3月27日市長決定）を適用する。

(関係者の出席)

第6条 保健福祉局長は、必要があると認めるときは、会議への関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(施行細目の委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の開催に必要な事項は、保健福祉局高齢福祉部長が定める。

附 則（令和元年6月13日決裁）

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年7月12日より施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和2年3月31日限り、その効力を失う。

## 神戸市有識者会議傍聴要綱

平成 25 年 3 月 27 日  
市長 決 定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、別に定めがあるものを除くほか、本市が行政運営上の参考とするため、有識者や市民代表等の参集を求め、個々の委員の意見を聴取し、又は意見を交換するために開催する会議であって、同一名称のもとに、同一者に、複数回、継続して参集を求めることを予定しているもの（以下「有識者会議」という。）のうち、公開する会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第 2 条 会場に傍聴席を設けるものとし、傍聴席は、一般席及び記者席に分ける。

(傍聴の手続)

第 3 条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴章の交付を受け、着用しなければならない。

(傍聴章)

第 4 条 傍聴章は、会議当日所定の時間及び場所で、傍聴受付票に氏名及び連絡先を記入することにより交付する。

2 傍聴章の交付方法は、有識者会議を所管する局室区（以下「局室区」という。）において定める。

3 傍聴章の交付を受けた者は、交付を受けた日に限り、一般席で傍聴することができる。

(傍聴章の返還)

第 5 条 傍聴章の交付を受けた者は、傍聴を終え、退場しようとするときは返還しなければならない。

(傍聴人の定員)

第 6 条 一般席の傍聴人の定員は、局室区において定める。

(傍聴席に入ることができない者)

第 7 条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるものを持っている者

(傍聴人の守るべき事項)

第 8 条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てないこと。
- (3) 飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

(撮影及び録音等の禁止)

第 9 条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、局室区の許可を得た者は、この限りではない。

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人は、会議を非公開とする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第11条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第12条 傍聴人がこの要綱に違反するときは、有識者会議の会長その他会議の進行をつかさどる者は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

令和元年 6 月 12 日

神戸市長 久元 喜造 様

公益社団法人兵庫県バス協会  
会長 長尾

## 神戸市敬老優待乗車制度および福祉乗車制度の負担金にかかる緊急要望書

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は私どもバス事業に関しまして、格別のご高記を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、貴市を運行する乗合バスでは、平成 20 年度から敬老優待乗車証、平成 25 年度から福祉乗車証の IC カード化が実施されて利用実績が把握できるようになっておりますが、利用実績と貴市から各バス事業者へ配分される負担金に大きな乖離が生じたまま今日に至っております。

当該制度における負担金は、本来であれば我々バス事業者が国土交通省より認可を受けた運賃を、利用者に代わって貴市から 100% 補填していただくことが大前提であります。しかしながら IC カード化以降、制度自体の見直しは行われず、平成 27 年度に当該制度に対する予算増額にご尽力いただいているものの、敬老優待乗車制度・福祉乗車制度ともに利用実績に見合った負担金となっております。例年、負担金にかかる要望を行っておりますが改善が見られず、対象者が増加していることから乖離が大きくなっております。今後も利用者の増加が見込まれる中、我々バス事業者がこの乖離を補うことは事業運営上非常に重い負担となっていることから、一刻も早い改善を求めます。貴市による満額補填を前提とし、かつ長期的に維持し得る制度設計がなければ、導入 5 社（神姫バス株式会社、山陽バス株式会社、阪急バス株式会社、阪神バス株式会社、神鉄バス株式会社）ともども当該制度への参画を今後見合わせざるを得ないと考えております。

つきましては、かかる状況をご賢察賜り、当該制度ならびに貴市内の公共交通を末永く維持していくためにも、敬老優待乗車制度・福祉乗車制度ともに抜本的な制度見直しと利用実績に見合った負担金の支払いを切にお願い致したく、ここに要望申し上げます。

## 敬老優待乗車制度・福祉乗車制度について

### I 制度概要

- |   |             |       |
|---|-------------|-------|
| 1 | 敬老優待乗車制度の概要 | 1 ページ |
| 2 | 福祉乗車制度の概要   | 2 ページ |

### II 神戸市の高齢者、障害者の状況

- |   |        |       |
|---|--------|-------|
| 1 | 高齢者の状況 | 3 ページ |
| 2 | 障害者の状況 | 4 ページ |

### III それぞれの対象者の状況

- |   |                       |        |
|---|-----------------------|--------|
| 1 | (1) 敬老優待乗車証           | 5 ページ  |
| 1 | (2) 敬老無料乗車券           | 11 ページ |
| 1 | (3) 敬老定期券割引購入制度       | 13 ページ |
| 2 | 福祉乗車証                 |        |
| 2 | (1) 身体障害者・知的障害者・精神障害者 | 14 ページ |
| 2 | (2) 母子世帯              | 21 ページ |
| 2 | (3) 原爆被爆者、戦傷病者        | 24 ページ |
| 2 | (4) 中国残留邦人等支援給付世帯     | 26 ページ |

### IV 対象交通機関の変遷

- |   |           |        |
|---|-----------|--------|
| 1 | 対象交通機関の変遷 | 28 ページ |
|---|-----------|--------|

### V 交通事業者への負担金

- |   |                |        |
|---|----------------|--------|
| 1 | 交通事業者への支払い等の状況 | 29 ページ |
|---|----------------|--------|

## I 制度概要

### 1 敬老優待乗車制度の概要

#### 敬老優待乗車証

- 目的 社会参加の促進と移動支援
- 対象者 市内在住の満70歳以上の方
- 利用者負担 鉄道一小児料金、バスー110円を上限とする小児料金
- 適用交通機関 市営地下鉄、ポートライナー・六甲ライナー  
神戸市バス、神戸交通振興バス（シティ・ループ線を除く）  
神姫バス・神姫ゾーンバス、山陽バス、神鉄バス、  
阪神バス、阪急バス  
（高速バスは対象外）
- 交付形態 ICカード（平成20年10月より）
- 制度発足 昭和48年9月

#### 敬老無料乗車制度

- 対象者 市民税非課税世帯かつ本人の年収が120万円以下の方
- 内容 対象交通機関を年間約3万円分利用できる敬老無料乗車券（有効期間1年間）を交付
- 交付形態 磁気カード、紙券
- 制度発足 平成20年10月

#### 定期券割引購入制度

- 内容 高頻度利用者に対して定期券を半額で購入可能
- 交付形態 磁気カード、紙券
- 制度発足 平成20年10月

# I 制度概要

## 2 福祉乗車制度の概要

- 目 的 社会参加の促進と移動支援
- 対 象 者
1. 身体障害者（第1種または1級～4級） ※1
  2. 知的障害者 ※1
  3. 精神障害者 ※1
  4. 母子世帯 ※2
  5. 原爆被爆者
  6. 戦傷病者
  7. 中国残留邦人等高齢者
  8. 中国残留邦人等世帯 ※2
- ※1 上記1～3のうち、第1種身体障害者、知的障害者、精神障害者1級の対象者については、介添人が同乗される場合に使用できる介護付乗車証を交付
- ※2 母子世帯、中国残留邦人等世帯については世帯に1枚交付
- 利用者負担 無 料
- 適用交通機関 市営地下鉄、ポートライナー・六甲ライナー  
神戸市バス、神戸交通振興バス（シティ・ループ線を除く）  
神姫バス・神姫ゾーンバス、山陽バス、神鉄バス、  
阪神バス、阪急バス  
（高速バスは対象外）
- 交付形態 ICカード（平成25年4月より）  
磁気カード（小児用カードのみ）
- 制度発足 昭和43年5月

## Ⅱ 神戸市の高齢者、障害者の状況

### 1 高齢者の状況

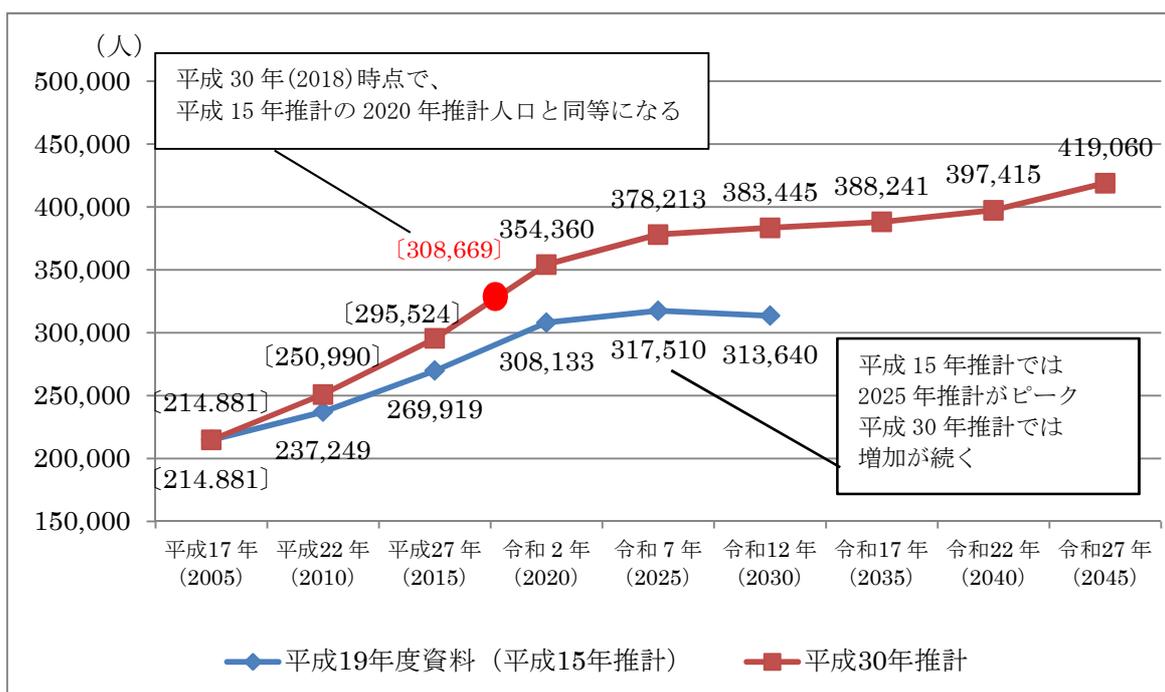
表 70 歳以上人口の推移と将来推計

年次	神戸市総人口	70 歳以上人口	総人口に占める割合(%)
昭和 45 年(1970)	1,288,937	47,388	3.7
平成 12 年(2000)	1,493,398	165,363	11.1
平成 17 年(2005)	1,525,393	214,881	14.1
平成 22 年(2010)	1,544,200	250,990	16.3
平成 27 年(2015)	1,537,272	295,524	19.2
令和 2 年(2020)	1,525,976	354,360	23.2
令和 7 年(2025)	1,498,059	378,213	25.2
令和 12 年(2030)	1,458,926	383,445	26.3
令和 17 年(2035)	1,410,388	388,241	27.5
令和 22 年(2040)	1,354,561	397,415	29.3
令和 27 年(2045)	1,295,786	419,060	32.3

※平成 27 年(2015)までは国勢調査

※令和 2 年(2020)以降は国立社会保障・人口問題研究所 神戸市の将来推計人口  
(平成 30 年推計)

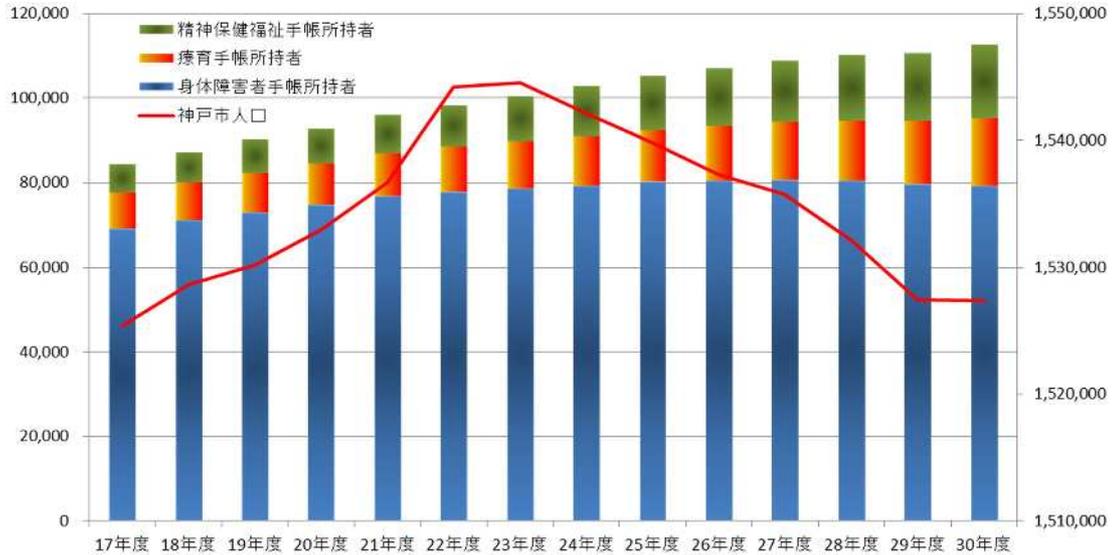
図 平成 15 年推計と平成 30 年推計の比較



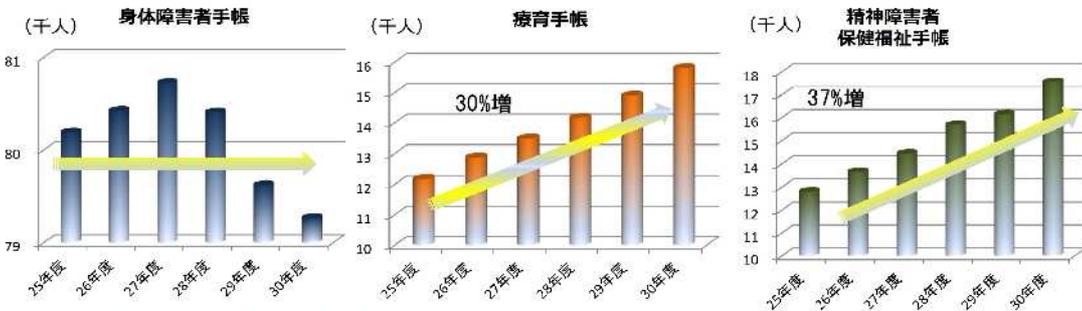
## Ⅱ 神戸市の高齢者、障害者の状況

### 2 障害者の状況

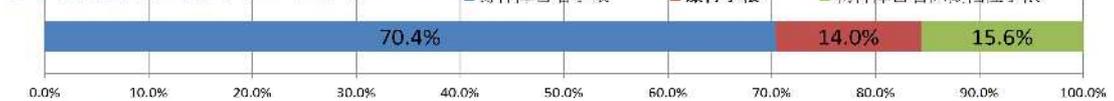
図 各障害者手帳所持者の推移



#### ■ 手帳所持者数の推移



#### ■ 手帳所持者の割合 (30年度末)



#### ■ 手帳所持者

(人)	25年度末	26年度末	27年度末	28年度末	29年度末	30年度末	人口比 (30)
身体	80,190	80,425	80,728	80,407	79,627	79,270	5.2%
療育	12,176	12,869	13,491	14,167	14,898	15,800	1.0%
精神	12,816	13,666	14,454	15,690	16,146	17,561	1.1%

### Ⅲ それぞれの対象者の状況

#### 1 (1) 敬老優待乗車証

##### 1. 対象者

市内在住の満70歳以上の方

##### 2. 交付枚数の推移

	H26 (2014年)	H27 (2015年)	H28 (2016年)	H29 (2017年)	H30(見込) (2018年)
対象者数 (人)	285,548	287,688	294,940	308,669	321,638
交付枚数 (枚)	225,531	228,585	236,169	236,845	241,639
交付率 (%)	79.0%	79.5%	80.1%	76.7%	75.1%
交付枚数の 増加率(※)	100	101	105	105	107

※交付枚数増加率は平成26年度を100とした場合の数値

##### 2-2. 区別の交付状況 (平成30年度(見込))

行政区	東灘	灘	中央	兵庫	北	長田	須磨	垂水	西	計
交付者数(人)	28,587	19,069	17,366	17,477	36,497	18,645	31,299	38,864	33,835	241,639
交付率	73.4%	73.1%	71.0%	71.9%	74.0%	73.7%	79.9%	77.8%	76.4%	75.1%

### 3. 利用金額の推移

	H26 (2014年)	H27 (2015年)	H28 (2016年)	H29 (2017年)	H30(見込) (2018年)
利用金額 (百万円)	4,242	4,188	4,104	4,242	4,363
指数	100	99	97	100	103

※金額は交通機関の正規料金

※指数は平成26年度を100とした場合の数値

#### 3-2. 1ヶ月あたりの平均利用回数・平均利用金額（平成29年度実績）

	平均利用回数	平均利用金額
	(1ヶ月あたり)	(1ヶ月あたり)
敬老優待パス	8.9回	2,161円/月

※金額は交通機関の正規料金

#### 4. 制度の変遷

<p>敬老優待乗車証開始 昭和 48. 9. 15</p>	<p>対象者：満 70 歳以上</p>
<p>敬老等優待乗車制度検討懇話会報告書提出 平成 4. 11. 10</p>	<p>敬老等優待乗車制度検討懇話会の開催 (平成 4 年 4 月 25 日～平成 4 年 11 月 10 日、全 6 回) ○制度の意義：社会参加の促進・日常生活における移動支援 ○配慮事項：地域間の不均衡 ○考えられる改正案： ・不公平感の解消に向けては、①市バス・民営バス（いずれかの1社）・地下鉄のいずれかを選択する一社選択制、②地下鉄+もう1社を選択する方式、③すべての対象交通機関を全線共通化 ・長期的・安定的な制度とするために、①回数制限の導入、②一部有料制度の導入、③所得制限の導入、④対象年齢の引き上げ、⑤一定期間以上の居住年数の導入 の検討</p>
<p>全線共通パス方式導入 平成 5. 4. 1</p>	<p>内容：対象交通機関が 1 枚の乗車証で利用可能</p>
<p>一部有償交付制度開始 平成 6. 10. 1</p>	<p>内容：前年所得額 378 万円以上の場合、交付希望者は 3 万円を納付</p>
<p>敬老優待乗車制度検討懇話会報告書提出 平成 9. 3. 24</p>	<p>敬老優待乗車制度検討懇話会の開催 (平成 8 年 7 月 2 日～平成 9 年 1 月 30 日、全 4 回) ○震災後の神戸市の厳しい財政状況の中、施策の拡充は非常に困難 ○「社会参加・生きがい施策」と「在宅・施設福祉施策」の調和を図りつつ、高齢者福祉施策全体水準を向上させて市民ニーズにこたえていく必要がある。 ○要援護高齢者施策の多くで利用者が所得に応じて費用負担を行っていることを考えると、震災後の神戸市の財政状況下ではある程度利用者負担をお願いし、制度を維持するための役割を担ってもらうことはやむを得ない。 ○本制度を市、交通事業者、利用者の三者で維持するためには、現行の全線共通パス方式を維持する中で、負担のあり方を検討すべきである。費用負担のあり方としては、①全体経費の一部を高齢者全体で平等に負担してもらう一部負担方式、②高齢者本人の負担能力に応じて負担してもらう応能負担方式 が考えられる。 ○この制度は神戸市独自の制度でもあるので、敬老パスの支給要件に一定期間の市内在住要件を設ける方法も検討に値する。 ○交付対象者の年齢引き上げは慎重に検討すべき。</p>
<p>敬老優待乗車制度検討懇話会報告書提出 平成 19. 10. 18</p>	<p>敬老優待乗車制度検討懇話会の開催 (平成 18 年 12 月 14 日～平成 19 年 10 月 11 日、全 5 回) ○市民アンケートの結果からも利用回数や利用時間、対象年齢等に何らかの制限を課す考え方には反対が多い。 ○安定的に維持・継続可能な制度にするため、利用者負担の導入を図る方向で制度の見直しを考える。方式は①利用者が乗車時に一定額を負担する方式、②交付時に利用者の所得に応じて一定額を負担が考えられる。 ○利用者が乗車時に一定額を自己負担する方式で制度の維持・継続の可能性をシミュレーションすると相当程度の持続可能性があることが明らかになったため、この方向で見直すべきであるとの結論。 ○安定的に維持・継続可能な制度とするためには、各交通事業者が乗車人員に見合った収入を確保する必要があり、利用回数を正確に把握することが前提となるので、実現させる努力を重ねるべき。</p>

	<p>(参考) バス一部自己負担金額の導入の経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 20 年度予算案 (H20. 2) : バス 100 円・鉄道小児料金を提示</li> <li>・市会付帯決議提出 (H20. 3) : 激変緩和措置 (当面バス 50 円、鉄道小児料金の半額) が必要</li> </ul> <p>⇒交通事業者と協議を行い、激変緩和措置 2 年間で合意 (H20. 4)</p>
<p>敬老優待乗車制度の見直し 平成 20. 10. 1</p>	<p>内容 : 乗車ごとにバスは 100 円、地下鉄・新交通 (ポートライナー・六甲ライナー) は小児料金の利用者負担を導入。</p> <p>併せて、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・低所得者に対する敬老無料乗車券導入</li> <li>・高頻度利用者に対する敬老定期券割引購入制度導入</li> </ul> <p>敬老バスを I C カード化。</p> <p>※平成 22 年 9 月までは激変緩和としてバス 50 円、地下鉄・新交通 (ポートライナー・六甲ライナー) 小児料金の半額</p>
<p>敬老激変緩和解除 平成 22. 10. 1</p>	<p>内容 : 利用者負担額の激変緩和解除 (バス 100 円、地下鉄・新交通小児料金)</p>

## 5. 指定都市の状況 (乗車ごとに利用者負担を求めている都市の状況)

	対象者	券種	所得制限	内容
神戸市	70 歳以上	I C	なし	バス : 110 円を上限とする小児料金 鉄道 : 小児料金
川崎市	70 歳以上	I C	なし	下記の①または②の選択性 ① 無料で配布される証明書を提示し、バス乗車時に大人料金の半額を負担 ② 有料のフリーパスを購入 1 ヶ月 1,000 円 3 ヶ月 3,000 円 6 ヶ月 6,000 円 12 ヶ月 12,000 円
新潟市	65 歳以上	I C 紙	なし	乗車運賃の半額 (路線によって I C と紙券とがある)
大阪市	70 歳以上	I C	なし	1 乗車 50 円
堺市	65 歳以上	I C	なし	1 乗車 100 円 (I C 発行負担金 (1,000 円) は利用者負担)
熊本市	70 歳以上	I C	なし	正規の交通機関料金の 2 割を利用者負担

(利用限度額方式を実施している都市の状況)

	対象者	券種	所得制限	内容
札幌市	70歳以上	IC回数券	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10,000円利用— 1,000円の利用者負担</li> <li>・ 20,000円利用— 3,000円</li> <li>・ 30,000円利用— 6,000円</li> <li>・ 40,000円利用— 8,000円</li> <li>・ 50,000円利用— 10,000円</li> <li>・ 60,000円利用— 13,500円</li> <li>・ 70,000円利用— 17,000円</li> </ul> 年間70,000円までチャージ可能
仙台市	70歳以上	IC	なし	介護保険料の所得段階が1～4：50円、 5～12：100円 1,000円のチャージにつき、上記金額を負担 (年間12万円まで)
広島市	70歳以上	IC回数券	あり (本人の前 年所得が 159万5千 円以下)	以下から選択 (利用限度額3,000円) ① ICが利用可能なバス、電車、船、アスト ラムライン ② JR回数券 ③ 乗船回数券 ④ 乗合タクシー回数券 ⑤ ①に該当しないバス回数券 ⑥ タクシーチケット
福岡市	70歳以上	IC回数券	あり (介護保険 料所得段階 が1～7の 方)	以下から選択 (介護保険料所得段階1～5：12,000円/年、 6・7：8,000円/年) ① 交通用福祉ICカード ② 市営渡船乗船引換券 ③ マイクロバス引換券 ④ タクシー助成券

(フリーパス券を導入している都市の状況)

	対象者	所得制限	内容
横浜市	70歳以上	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者等：無料</li> <li>・ 世帯者全員が市民税非課税者：3,200円</li> <li>・ 世帯員に課税者がいる非課税者：4,000円</li> <li>・ 市民税課税者で合計所得金額が150万円未満：7,000円</li> <li>・ 150万円～250万円：8,000円</li> <li>・ 250万円～500万円：9,000円</li> <li>・ 500万円～700万円：10,000円</li> <li>・ 700万円以上：20,500円</li> </ul>
名古屋市	65歳以上	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 世帯全員が基準額以下、生活保護受給：1,000円</li> <li>・ 本人が基準額以下・世帯が基準額超：3,000円</li> <li>・ 本人が基準額超：5,000円</li> </ul> <p>※基準額（合計所得金額）</p> <p>扶養なし・・・35万円</p> <p>扶養あり・・・35万円×（扶養家族＋1）＋21万円</p> <p>寡夫・寡婦・障害者・・・125万円</p>
京都市	70歳以上	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活保護・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税：無料</li> <li>・ 本人が市民税非課税：3,000円</li> <li>・ 本人が市民税課税で合計所得が200万円未満：5,000円</li> <li>・ 本人が市民税課税で200万円以上700万円未満：10,000円</li> <li>・ 本人が市民税課税で700万円以上：15,000円</li> </ul>
(参考) 川崎市	70歳以上	なし	<p>下記の①または②の選択性</p> <p>① 無料で配布される証明書を提示し、バス乗車時に大人料金の半額を負担</p> <p>② 有料のフリーパスを購入</p> <p>1ヶ月 1,000円    3ヶ月 3,000円</p> <p>6ヶ月 6,000円    12ヶ月 12,000円</p>

### Ⅲ それぞれの対象者の状況

#### 1 (2) 敬老無料乗車券

##### 1. 対象者

敬老優待乗車証交付者で、市民税非課税世帯かつ本人の年収（公的年金等の収入と合計所得金額の合計）が120万円以下の方

※公的年金等の収入・・・老齢・退職年金などの課税対象となる収入をいい、非課税である遺族年金や障害年金等は含まない

※合計所得金額・・・収入金額から必要経費や各種控除を引いた額

##### 2. 引換者数の推移

	H26 (2014年)	H27 (2015年)	H28 (2016年)	H29 (2017年)	H30(見込) (2018年)
対象者数 (人)	72,906	75,440	77,415	72,101	—
引換者数 (人)	56,153	56,939	57,786	59,113	—
引換率(%)	77.0%	75.5%	74.6%	82.0%	—
引換者の 指数	100	101	103	105	—

※指数は平成26年度を100とした場合の数値

※平成30年(2018年)10月1日～令和元年(2019年)9月30日を平成30年度とするため、平成30年度は数値未確定

##### 3. 利用金額の推移

	H26 (2014年)	H27 (2015年)	H28 (2016年)	H29 (2017年)	H30(見込) (2018年)
利用金額 (百万円)	1,674	1,707	1,728	1,761	1,788
指数	100	102	103	105	107

※金額・・・(バス：正規料金の平均、鉄道：210円)×乗車回数推計

※指数は平成26年度を100とした場合の数値

※無料券については磁気券や紙券を使用しているため、利用実績は不明。無料券引換者がすべて使用したものと推計をしている。

#### 4. 制度の変遷

敬老優待乗車制度検討懇話会報告書提出 平成 19. 10. 18	敬老優待乗車制度検討懇話会の開催 (平成 18 年 12 月 14 日～平成 19 年 10 月 11 日、全 5 回) ○一部負担導入時にあたって、低所得者の負担低減のための配慮が必要。
敬老優待乗車制度の見直し 平成 20. 10. 1	内容:乗車ごとにバスは 100 円、地下鉄・新交通(ポートライナー・六甲ライナー)は小児料金の利用者負担を導入。 併せて、 ・低所得者に対する敬老無料乗車券導入 ・高頻度利用者に対する敬老定期券割引購入制度導入

#### 5. 指定都市の状況(無料乗車券を発行している都市の状況)

	対象者	無料乗車 利用上限	無料券 交付者数
神戸市	非課税世帯かつ本人年収が 120 万円以下の方	30,000 円/年	59,113 人
京都市 (※)	生活保護・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方	上限なし	7,008 人
熊本市	介護保険法施行令第 39 条第 1 項第 1 号に該当する方(同号ハに該当する方を除く)	5,000 円/年	957 人

※京都市は所得に応じて負担金を設定しており、生活保護・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方は負担金なしで交付している。

※広島市、福岡市は敬老パスそのものに所得制限、利用上限を設けている。

### Ⅲ それぞれの対象者の状況

#### 1 (3) 敬老定期券割引購入制度

##### 1. 対象者

敬老優待乗車証交付者で、利用回数が多い方（希望者）

##### 2. 購入者数の推移

	H26 (2014年)	H27 (2015年)	H28 (2016年)	H29 (2017年)	H30(見込) (2018年)
購入者数 (人)	6,976	7,429	7,982	8,477	—
指数	100	106	114	122	—

※指数は平成26年度を100とした場合の数値

※平成30年(2018年)10月1日～令和元年(2019年)9月30日を平成30年度とするため、平成30年度は数値未確定

##### 3. 利用金額の推移

	H26 (2014年)	H27 (2015年)	H28 (2016年)	H29 (2017年)	H30(見込) (2018年)
利用金額 (百万円)	375	390	394	420	439
指数	100	104	105	112	117

※金額は定期券の正規料金

※指数は平成26年度を100とした場合の数値

##### 4. 制度の変遷

敬老優待乗車制度の見直し 平成20.10.1	内容：乗車ごとにバスは100円、地下鉄・新交通（ポータライナー・六甲ライナー）は小児料金の利用者負担を導入。 併せて、高頻度利用者に対する敬老定期券割引購入制度導入。
---------------------------	--

##### 5. 指定都市の状況

敬老定期券割引購入制度を実施している市・・・なし

※参考：フリーパス方式で実施している市は4市あり（P.10参照）

### Ⅲ それぞれの対象者の状況

#### 2 (1) 身体障害者・知的障害者・精神障害者

##### 1. 対象者

介護付乗車証…第1種身体障害者の方・知的障害者の方・精神障害者保健福祉手帳1級の方に交付

単独用乗車証…第1種身体障害者を除く1級～4級の方、精神障害者保健福祉手帳2級・3級の方に交付

##### 2. 交付者数の推移

	H26 (2014年)	H27 (2015年)	H28 (2016年)	H29 (2017年)	H30(見込) (2018年)
身体障害	36,072 (56,679)	36,594 (57,545)	36,626 (57,618)	36,503 (57,441)	36,636 (57,855)
指数	100	101	102	102	102
知的障害	9,429 (18,863)	10,010 (20,035)	10,575 (21,163)	11,180 (22,368)	11,950 (23,918)
指数	100	106	112	119	127
精神障害	10,721 (11,190)	11,813 (12,314)	12,732 (13,288)	13,446 (13,966)	14,419 (14,930)
指数	100	110	119	125	134

※上段：交付者数（人）、下段：交付枚数（枚）（介護者用通行証を含む）

※指数は交付者数について、平成26年度を100とした場合の数値

2-2. 区別の交付状況（平成30年度（見込））

手帳所持者	東灘	灘	中央	兵庫	北	長田	須磨	垂水	西	計
身体(人)	9,548	6,746	7,438	7,668	10,503	7,262	8,637	10,921	10,637	79,270
知的(人)	1,715	1,127	1,066	1,335	3,244	1,506	742	2,470	2,595	15,800
精神(人)	1,743	1,202	1,580	1,853	2,216	1,675	2,056	2,470	2,595	17,561
計(人)	12,916	9,075	10,084	10,856	15,963	10,443	11,435	16,063	15,796	112,631

上記の内、以下の3施策いずれかを利用

	東灘	灘	中央	兵庫	北	長田	須磨	垂水	西	計
①福祉パス	6,544	4,712	5,028	5,840	8,353	5,780	7,547	9,560	9,641	63,005
率	51%	52%	50%	54%	52%	55%	66%	60%	61%	55.90%
②タクシー	1,549	1,028	1,178	1,088	1,819	995	529	1,437	1,223	10,846
率	12%	11%	12%	10%	11%	10%	5%	9%	8%	9.60%
③燃料費	197	107	77	59	420	108	211	289	445	1,913
率	2%	1%	1%	1%	3%	1%	2%	2%	3%	1.70%
3施策計	8,290	5,847	6,283	6,987	10,592	6,883	8,287	11,286	11,309	75,764
率	64%	64%	62%	64%	66%	66%	72%	70%	72%	67.30%

※②タクシー：重度心身障害者タクシー利用助成  
 ③燃料費：自動車燃料費助成 } P.20 参照

### 3. 利用実績の推移

	H26 (2014年)	H27 (2015年)	H28 (2016年)	H29 (2017年)	H30(見込) (2018年)
身体障害 (百万円)	2,004	1,979	1,913	1,845	1,776
指数	100	99	95	92	89
知的障害 (百万円)	885	922	956	1,008	1,044
指数	100	104	108	114	118
精神障害 (百万円)	655	712	766	807	840
指数	100	109	117	123	128

※指数は平成26年度を100とした場合の数値

#### 3-2. 1ヶ月あたりの平均利用回数・平均利用金額（平成29年度実績）

	平均利用回数	平均利用金額
	(1ヶ月あたり)	(1ヶ月あたり)
身体障害者	15.5回	3,685円/月
知的障害者	23.8回	5,825円/月
精神障害者	23.8回	5,683円/月

※介護付き乗車証の実績も含む

※金額は交通機関の正規料金

#### 4. 制度の変遷

福祉乗車証開始 昭和 43. 5. 1	対象者：身体障害者（第1種）、知的障害者
対象者拡大 昭和 53. 6. 1	対象者：身体障害者第1種を除く4級以上を追加
対象者拡大 平成 2. 2. 1	対象者：内部障害者である身体障害者を追加
対象者拡大 平成 8. 11. 1	対象者：精神障害者を追加
神戸市福祉乗車制度のあり方検討会報告書提出 平成 24. 9. 6	<p>神戸市福祉乗車制度のあり方検討会 （平成 24 年 6 月 7 日～平成 24 年 8 月 2 日、全 3 回）</p> <p>○ I C 化をすることにより利用実績を把握し、目的にあう施策となっているか引き続き検討していく必要がある。また、不正防止対策を徹底する。</p> <p>・ 障害：障害者の移動支援の利用実態を把握し、障害者の社会参加を推進するための施策となっているか障害当事者の意見も聞き、検証していく必要がある。特に障害分野に関しては、見直しの方向性として、以下の 3 点を指摘する。</p> <p>(1) 移動支援施策が、障害者の社会参加を促進するための施策となっているか、引き続き検証していく必要がある。</p> <p>(2) 財政的に制度を維持するために、所得制限や一部負担などについては、将来的な課題として検討していく必要がある。</p> <p>(3) 自動車燃料費助成を含めて、障害者の移動支援全体についての施策のあり方について、障害者の意見も聞き、さらに検討することが適当である。</p>
福祉乗車制度の見直し 平成 25. 4. 1	内容：平成 25 年 4 月から福祉パスを I C カード化
神戸市障害者施策推進協議会の「移動支援分科会」でのまとめ 平成 28. 7	<p>神戸市障害者施策推進協議会の「移動支援分科会」でのまとめ （平成 24 年 11 月～平成 28 年 7 月、全 9 回）</p> <p>神戸市障害者施策推進協議会の委員により構成する移動支援分科会を設置し、移動支援施策のあり方について検討、議論した。また、障害者の意見を聞くため、アンケート調査（平成 26 年 1 月～2 月）（2,950 人送付、1,042 人回答）を実施した。</p> <p>（移動支援分科会での主な意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者の体験を増やすための移動支援施策は非常に重要である。</li> <li>・ 障害者の移動については、福祉乗車証は必要不可欠なものである。</li> <li>・ 福祉乗車証の対象者を限定することや一部負担する制度は、社会参加の機会を阻害する。</li> <li>・ 福祉パスとタクシー以外に、他都市で実施している自動車燃料費助成が必要ではないか。</li> </ul> <p>（アンケートでの主な意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 週に 1 回以上交通機関や自動車を使って外出するので移動支援施策は有効だ。</li> <li>・ 現行制度の維持をしてほしい。</li> <li>・ 所得制限などは反対だ。</li> <li>・ 自動車燃料費助成制度を導入してほしい。</li> </ul>

<p>神戸市障害者施策推進協議会での決議 平成 28. 8</p>	<p>「神戸市障害者施策推進協議会」での決議（平成 28 年 8 月） 移動支援分科会における障害分野の議論のまとめを神戸市障害者施策推進協議会に報告し、決議した。</p> <p>(1) 移動支援施策が、障害者の方にとって、社会参加の促進につながっていることを確認。</p> <p>(2) 所得制限や利用者の制限については、それらの制度導入は障害者の社会参加を阻害することにつながることを確認。</p> <p>(3) 移動支援施策については、自動車燃料費助成を神戸市でも導入し、選択肢を増やしてほしいという要望を確認。（平成 28 年 10 月より自動車燃料費助成を開始。）</p>
---------------------------------------	---

## 5. 指定都市の状況

（所得制限なし、利用者負担なし）

	対象者			所得制限	利用者負担
	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者福祉手帳		
神戸市	1～4級	全	全	なし	なし
札幌市	1～4級	重度・中度	全	なし	なし（利用上限：身体3・4級、知的B、精神3級は48,000円）
川崎市	1～4級 5・6級の通所者	重度・中度 軽度の通所者	全	なし	なし
静岡市			全	なし	なし（利用上限：6,000円）
浜松市	1～4級	重度・中度	1級・2級	なし	なし（利用上限：7,000円）
名古屋市	1～4級	全	全	なし	なし
京都市	1～4級	全	全	なし	なし
大阪市	全	全	全	なし	なし（※）
北九州市	1～4級	全	全	なし	なし

(所得制限あり)

	対象者			所得制限	利用者負担
	身体障害者 手帳	療育手帳	精神障害者 福祉手帳		
仙台市	1～4級	全	全	あり（本人の前年所得が360万4千円以下）	なし
広島市	全	全	全	あり（本人の前年所得が159万5千円以下）	なし（利用上限：6,000円）
福岡市	1～3級	重度	1級	あり（本人の前年所得が200万円未満）	なし（市民税非課税：上限12,000円、前年所得200万円未満：8,000円）

(利用者負担あり)

	対象者			所得制限	利用者負担
	身体障害者 手帳	療育手帳	精神障害者 福祉手帳		
横浜市	1～4級	全	全	なし	1,200円/年 （20歳未満は600円/年）
熊本市	1～3級	重度・中度	全	なし	乗車料金の1割負担
大阪市 (※)	全	全	全	なし	障害の程度によって「無料乗車証」と「乗車料金割引証」を分けており、「乗車料金割引証は5割負担」

## 6. 他の移動支援制度

### (1) 重度心身障害者タクシー利用助成

- ・ 重度心身障害者の方の社会参加の促進のため、タクシー乗車料金の一部を助成
- ・ 対象の方は、福祉乗車証、自動車燃料費助成とタクシー利用助成の中から、ご自身の社会参加の方法に応じて一つ選択
- ・ 対象者は次の①～③を全て満たす人
  - ① 神戸市内に在住の方
  - ② 身体障害者手帳（視力、下肢、体幹、移動機能、内部のいずれかの障害名で1～2級）、療育手帳（重度の障害者A判定）または精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けている方
  - ③ 福祉乗車証、敬老優待乗車証および自動車燃料費助成の交付を受けていない方
- ・ 1枚500円の利用券を年間最大72枚交付

### (2) 自動車燃料費助成

- ・ 重度心身障害者の方の社会参加の促進のため、自動車燃料費の一部を助成
- ・ 本人による利用のほか、そのご家族の送迎による場合も対象
- ・ 対象の方は、福祉乗車証、タクシー利用助成と自動車燃料費助成の中から、ご自身の社会参加の方法に応じて一つ選択
- ・ 対象者は重度心身障害者タクシー利用助成と同じ
- ・ 年間最大12,000円の助成

### Ⅲ それぞれの対象者の状況

#### 2 (2) 母子世帯

##### 1. 対象者

児童扶養手当や医療費助成を受けている母子家庭の世帯員のうち1人に交付

##### 2. 対象者の推移

	H26 (2014年)	H27 (2015年)	H28 (2016年)	H29 (2017年)	H30(見込) (2018年)
母子世帯 (枚)	12,154	11,911	11,733	11,408	11,043
指数	100	98	97	94	91

※指数は平成26年度を100とした場合の数値

##### 2-2. 対象者(母と子)の内訳

	H26 (2014年)	H27 (2015年)	H28 (2016年)	H29 (2017年)	H30(見込) (2018年)
母	8,640	8,459	8,352	8,191	7,939
子	3,514	3,452	3,381	3,217	3,104

##### 2-3. 区別の交付状況(平成30年度(見込))

行政区	東灘	灘	中央	兵庫	北	長田	須磨	垂水	西	計
交付者数(人)	1,110	789	998	1,043	1,195	1,097	1,379	1,748	1,557	10,916
交付率	83.5%	82.6%	87.9%	87.9%	77.1%	86.6%	91.1%	89.7%	84.3%	85.7%

※区別の交付率は推計値

### 3. 利用金額の推移

	H26 (2014年)	H27 (2015年)	H28 (2016年)	H29 (2017年)	H30(見込) (2018年)
母子世帯 (百万円)	1,085	1,038	1,013	991	940
指数	100	96	93	91	87

※金額は交通機関の正規料金

※指数は平成26年度を100とした場合の数値

#### 3-2. 1ヶ月あたりの平均利用回数・平均利用金額（平成29年度実績）

発行区分	平均利用回数	平均利用金額
	(1ヶ月あたり)	(1ヶ月あたり)
母子世帯(親)	24.9回	6,003円/月
母子世帯(子)	40.2回	9,862円/月

#### 3-3. 区別平均利用回数（単位：回/月）（平成29年度実績）

行政区	東灘	灘	中央	兵庫	北	長田	須磨	垂水	西	計
母子世帯 (親)	14.1	20.8	20.7	24.5	18.9	27.6	39.1	28.5	23.0	24.9
母子世帯 (子)	28.8	32.8	36.4	42.3	26.9	39.5	52.5	46.1	43.0	40.1

#### 3-4. 区別平均利用金額（単位：千円/年）（平成29年度実績）

行政区	東灘	灘	中央	兵庫	北	長田	須磨	垂水	西	計
母子世帯 (親)	39	57	58	66	64	96	114	78	110	72
母子世帯 (子)	82	121	106	118	84	111	148	129	124	118

#### 4. 制度の変遷

福祉乗車証開始 昭和 43. 5. 1	対象者：母子世帯
対象者拡大 昭和 54. 8. 1	対象者：母子家庭医療費受給世帯である母子世帯を追加
対象者拡大 平成 16. 4. 1	対象者：母子家庭医療費受給世帯である母子世帯以外の世帯を追加 (但し父子世帯を除く)
神戸市福祉乗車制度のあり方検討会報告書提出 平成 24. 9. 6	神戸市福祉乗車制度のあり方検討会 (平成 24 年 6 月 7 日～平成 24 年 8 月 2 日、全 3 回) ○ I C 化をすることにより利用実績を把握し、目的にあう施策となっているか引き続き検討していく必要がある。また、不正防止対策を徹底する。 ・母子：経済的支援策の一つとしても実施してきたが、一部負担の導入、父子世帯を含めることも検討が必要。  ○見直しにあたっての留意点として、移動支援という観点から、福祉パスを交付するよりも効果的な方法が他にあるのではないかと、制度の有効性を絶えず検証。
福祉乗車制度の見直し 平成 25. 4. 1	内容：平成 25 年 4 月から福祉パスを I C カード化

#### 5. 指定都市の状況

	対象者	利用者負担
神戸市	児童扶養手当やひとり親家庭等医療費助成を受けている世帯（父子世帯を除く）、母子生活支援施設入所世帯	なし
横浜市	母子・父子（児童扶養手当受給世帯・母子生活支援施設入所世帯）	なし

※川崎市：平成 31 年 4 月から通勤交通費助成・高校生等通学交通費助成へ転換

※大阪市：平成 25 年度末に廃止

#### 6. 他の移動支援制度

J R 通勤定期割引制度（実施：昭和 43 年 4 月～）

- (1) 内容 J R 通勤定期乗車券を 3 割引で購入できる制度
- (2) 実施主体 J R
- (3) 対象者 児童扶養手当受給世帯（父子世帯を含む）の世帯員

### Ⅲ それぞれの対象者の状況

#### 2 (3) 原爆被爆者、戦傷病者

##### 1. 対象者

被爆者手帳又は戦傷病者手帳を所持している方

##### 2. 対象者数の推移

	H26 (2014年)	H27 (2015年)	H28 (2016年)	H29 (2017年)	H30(見込) (2018年)
原爆被爆 (枚)	883	862	832	789	754
指数	100	98	94	89	85
戦傷病 (枚)	30	23	20	17	15
指数	100	77	67	57	50

※指数は平成26年度を100とした場合の数値

##### 3. 利用実績の推移

	H26 (2014年)	H27 (2015年)	H28 (2016年)	H29 (2017年)	H30(見込) (2018年)
被爆・ 戦傷病 (百万円)	53	49	44	42	36
指数	100	92	83	79	68

※金額は交通機関の正規料金

※指数は平成26年度を100とした場合の数値

### 3-2. 1ヶ月あたりの平均利用回数・平均利用金額（平成29年度実績）

	平均利用回数	平均利用金額
	（1ヶ月あたり）	（1ヶ月あたり）
原爆被爆者	21.6回	5,121円/月
戦傷病者	11.1回	2,433円/月

※金額は交通機関の正規料金

### 4. 制度の変遷

福祉乗車証開始 昭和43. 5. 1	対象者：原爆被爆者
対象者拡大 昭和43. 11. 1	対象者：戦傷病者を追加
神戸市福祉乗車制度のあり方検討会報告書提出 平成24. 9. 6	神戸市福祉乗車制度のあり方検討会 （平成24年6月7日～平成24年8月2日、全3回） ○IC化をすることにより利用実績を把握し、目的にあう施策となっているか引き続き検討していく必要がある。また、不正防止対策を徹底する。 ・原爆被爆者等：現時点で見直しの必要性は低い。
福祉乗車制度の見直し 平成25. 4. 1	内容：平成25年4月から福祉パスをICカード化

### 5. 指定都市の状況

	対象者	利用者負担
神戸市	原爆被爆者・戦傷病者	なし
札幌市	原爆被爆者・戦傷病者	なし
横浜市	原爆被爆者・戦傷病者	なし
京都市	原爆被爆者・戦傷病者	なし
大阪市	原爆被爆者・戦傷病者	なし
北九州市	戦傷病者	なし
福岡市	原爆被爆者・戦傷病者	なし

### Ⅲ それぞれの対象者の状況

#### 2 (4) 中国残留邦人等支援給付世帯

##### 1. 対象者

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令による支援給付を受けている被支援世帯及び満70歳以上の方

※中国残留邦人等世帯には、世帯に1枚交付

##### 2. 対象者数の推移

	H26 (2014年)	H27 (2015年)	H28 (2016年)	H29 (2017年)	H30(見込) (2018年)
中国残留邦人等 (枚)	52	50	51	51	49
指数	100	96	98	98	94

※中国邦人残留等・・・中国残留邦人等高齢者と中国残留邦人等世帯の合計

※指数は平成26年度を100とした場合の数値

##### 3. 利用実績の推移

	H26 (2014年)	H27 (2015年)	H28 (2016年)	H29 (2017年)	H30(見込) (2018年)
中国残留邦人等 (百万円)	5	6	5	5	5
指数	100	120	100	100	100

※金額は交通機関の正規料金

※指数は平成26年度を100とした場合の数値

### 3-2. 1ヶ月あたりの平均利用回数・平均利用金額（平成29年度実績）

発行区分	平均利用回数	平均利用金額
	(1ヶ月あたり)	(1ヶ月あたり)
中国残留邦人等世帯	40.5回	9,321円/月
中国残留邦人等高齢者	40.5回	8,965円/月

### 4. 制度の変遷

対象者拡大 平成20.4.1	対象者：中国残留邦人等世帯を追加
対象者拡大 平成20.8.27	対象者：中国残留邦人等高齢者を追加
神戸市福祉乗車制度のあり方検討会報告書提出 平成24.9.6	神戸市福祉乗車制度のあり方検討会 (平成24年6月7日～平成24年8月2日、全3回) ○IC化をすることにより利用実績を把握し、目的にあう施策となっているか引き続き検討していく必要がある。また、不正防止対策を徹底する。 ・中国残留邦人等：現時点で見直しの必要性は低い。
福祉乗車制度の見直し 平成25.4.1	内容：平成25年4月から福祉パスをICカード化

### 5. 指定都市の状況

	対象者	利用者負担
神戸市	中国残留邦人等世帯及び高齢者	なし
横浜市	中国残留邦人等世帯及び高齢者	なし

## IV 対象交通機関の変遷

### 1 対象交通機関の変遷

#### 1. 対象交通機関の変遷

福祉乗車証開始 昭和 43. 5. 1	対象交通機関：市バス、市電
対象交通機関縮小 昭和 46. 3. 13	市電廃止に伴う対象交通機関縮小
対象交通機関拡大 昭和 48. 10. 1	対象交通機関：神姫バス、山陽バスを追加
対象交通機関拡大 昭和 60. 6. 18	対象交通機関：市営地下鉄（学園都市～新神戸）を追加
対象交通機関拡大 平成 2. 10. 1	対象交通機関：神姫ゾーンバス、神鉄バス（神鉄運輸サービスを含む）、神戸新交通（ポートライナー・六甲ライナー）を追加
敬老等優待乗車制度検討懇話会報告書提出 平成 4. 11. 10	<p>敬老等優待乗車制度検討懇話会の開催 （平成 4 年 4 月 25 日～平成 4 年 11 月 10 日、全 6 回）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○制度の意義：社会参加の促進・日常生活における移動支援</li> <li>○配慮事項：地域間の不均衡</li> <li>○対象交通機関：基本的には近距離輸送であり、バスが基本（市内の主要都心と住宅地を結ぶ地下鉄や代替手段のない新交通も対象）</li> <li>○鉄軌道への考え方（市内鉄軌道はおおむね下記 3 パターン）             <ul style="list-style-type: none"> <li>①大動脈としての鉄道（長距離輸送）：JR、阪急、阪神、山陽、神鉄</li> <li>②中動脈としての鉄道（中距離輸送）：地下鉄</li> <li>③地域住民の日常生活に深く関わっている鉄道（近距離輸送）：ポートライナー、六甲ライナー</li> </ul> </li> </ul> <p>⇒・対象交通機関として考える場合はそれぞれの機能に着目することが必要。同一に扱うことは適切でない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活における移動支援の要素が濃い。対象交通機関は基本的には近距離輸送であり、バスが基本である。</li> <li>・本制度の意義から判断して、将来的にも大量輸送機関である鉄軌道への制度拡大は、慎重に対応すべきである。</li> </ul>
全線共通バス方式導入 対象交通機関拡大 平成 5. 4. 1	<p>内容：対象交通機関が 1 枚の乗車証で利用可能</p> <p>対象交通機関：阪神バス、阪急バスを追加</p>
対象交通機関（路線）拡大 平成 13. 7. 7	対象交通機関：市営地下鉄海岸線の開業に伴い、同路線を対象路線として追加
対象交通機関（路線）拡大 平成 18. 2. 2	対象交通機関：神戸新交通（ポートライナー）の空港島への延伸に伴い、同路線を対象路線として追加

## V 交通事業者への負担金

### 1 交通事業者への支払い等の状況について

#### 1. 交通事業者の収入

(単位：億円)

	H26 (2014年)	H27 (2015年)	H28 (2016年)	H29 (2017年)	H30(見込) (2018年)
神戸市負担金 (敬老)	34.4	34.4	34.4	34.4	34.4
神戸市負担金 (福祉)	14.8	15.8	15.8	15.8	15.8
神戸市負担金 (敬老+福祉)	49.1	50.1	50.1	50.1	50.1
利用者負担	20.3	20.1	19.7	20.4	21.0
合計	69.5	70.3	69.8	70.5	71.1

※百万円以下四捨五入のため、合計は一致しない

#### 2. 補償率の推移

※敬老パス補償率＝(神戸市負担金+利用者負担額)／正規料金)

※福祉パス補償率＝神戸市負担金／正規料金－身体・知的障害者割引金額

	H26 (2014年)	H27 (2015年)	H28 (2016年)	H29 (2017年)	H30(見込) (2018年)
敬老	89.0%	88.7%	89.0%	87.3%	86.0%
福祉	44.0%	46.8%	46.6%	46.5%	46.9%
合計	73.1%	73.8%	73.8%	72.9%	72.5%

※補償率の算定の考え方

- ・敬老無料乗車券は使用実績が不明のため、無料券引換者がすべて使用したものとして計算している。
- ・敬老定期券は補償率の算定には入っていない。
- ・福祉乗車証の障害者区分については、身体障害者・知的障害者は交通事業者による障害者割引後の額を適用。精神障害者については障害者割引を適用していない。